

越谷市 特別支援保育 入所申込みのしおり

このしおりにおいて「保育施設」とは、越谷市内の公立保育所、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業のことを指します。



越谷特別市民
ガーヤちゃん

※申込みの際には、こちらのしおりと一緒に「保育施設・幼稚園等のご案内」をご覧ください。
き、保育認定の申請や利用調整方法、必要書類についてあわせてご確認ください。

越谷市子ども家庭部子ども育成課

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
(市役所第二庁舎2階)

受付時間 8時30分～17時15分(平日)

電話 048-963-9167(直通)

<http://www.city.koshigaya.saitama.jp>



特別支援保育について



越谷市では、障がいや心身の発達に遅れ等があるために集団生活の中で特別な支援が必要な児童の保育（特別支援保育）を実施しています。児童の健全な成長及び発達を促し、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

越谷市における特別支援保育は、「療育手帳を持っている」、「診断名がついている（疾患がある）」等の形式的な判断ではなく、「お子さんそれぞれの状況を考慮し、集団生活において特別な配慮を必要とするかどうか」で実施の判断をしています。

なお、申込みの段階ではお子さんが特別支援保育の対象となるかどうかはわかりません。体験入所等によるお子さんの観察を行い、医師や発達支援の専門職などの学識経験者等からの意見を伺いながら、特別支援保育対象となることが望ましいのかどうか、どのような支援が必要か、等について総合的に検討したうえで判断をさせていただいています。

そのため、入所申込み時の保育士による面談等で、お子さんが集団生活をする上で何らかの支援や配慮を必要とする可能性があると思われる場合、こちらから特別支援保育の申込みをご案内させていただくこともあります。

お子さんの発達状況や個性を踏まえ、健やかな育ちを支える保育を行うためにもご理解くださいますようお願い申し上げます。

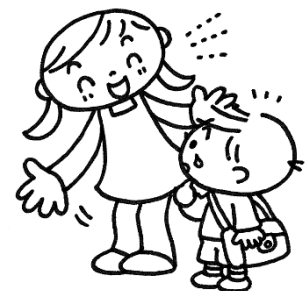
【保護者の方へ】

保育施設での生活は、これまでお父さん、お母さん、ご家族の方に見守られながら過ごしてきた環境とは異なり、同年代の子ども達との集団生活の場となり、社会性を身に付けていく場ともなります。

たとえば、「言葉の面がゆっくり」というお子さんで、家庭では不自由を感じていなかった場合でも、集団生活の場では上手く伝わらないことや、思いどおりにいかないことが増え、お子さんがもどかしさ等を感じる場面も増えていきます。

そんな時に、お子さんの困り感を少しでも解消できるように、お友達との間に仲介役として保育士が介入したり、複数の保育士で見守りをしたりなどの支援を行い、お子さんの成長を応援できるように保育を行っていくのがこの「特別支援保育」です。

言葉の面の他にも、「偏食や日常生活にこだわりがある」、「集中力が続かない、座ってられない」等のこころの面や、「病気により運動制限がある」、「歩行が不安定である」等の身体的な面に支援が必要なお子さんに至るまで、特別支援保育対象となっているお子さんの状況は多種多様です。



1 対象となる児童

次の要件のいずれにも該当する児童

- (1) 保護者の就労や病気等の理由で保育を必要とすること

(※「保育施設・幼稚園等のご案内」②保育施設の利用申込「保育認定の事由」を参照)

- (2) 越谷市民であること

- (3) 保護者等の送迎により、日々の通所ができること

- (4) 支援を必要とする障がい等の程度が市の定める加配基準に該当し、
集団生活が可能であること



※7ページ別表1参照

2 受入れ保育施設及び受入れ人数

特別支援保育を実施している保育施設については、「保育施設・幼稚園等のご案内」をご確認ください。

なお、受入れ人数は、施設やお子さんの支援の必要性の程度により異なります。

- (例：公立保育所の場合 0～2歳児クラス：いずれかのクラスに1名までの受入れ
3～5歳児クラス：1クラス2名までの受入れ)

3 受付期間

- 次年度4月入所 : 9月上旬の電話受付(入所相談)期間内

※日程詳細については「広報こしがや」8月号・9月号や市ホームページ等でお知らせします。

- 年度途中入所 : 入所希望月の前々月末まで

(5～3月)

※例：6月入所希望の場合は、4月末日まで

※年度途中に受付を行っていても、次年度4月の入所を希望する際は、上記「次年度4月入所」の期間に電話受付(入所相談)が必要です。

- 申込み方法：子ども育成課窓口(市役所第二庁舎2階)へ直接、
又は お電話(048-963-9167)にて
特別支援保育での申込み希望である旨をお伝えください。



4 受付後の必要書類

【全員必要】

- 「保育施設・幼稚園等のご案内」②保育施設の利用申込に記載の申込の必要書類一式

- 書類配布場所：子ども育成課窓口、各保育施設(市ホームページからもダウンロードできます)

※入所希望月の申込締切日までに子ども育成課窓口(一斉受付は受付会場)へ直接提出ください。

※郵送不可。 ※申込みで必須の「お子さんの面接」は、体験入所(保育観察)で対応いたします。

- 心身状況表

- 特別支援保育に係る同意書

※様式は受付後に自宅へ郵送。
提出締切日は別途通知します。

【該当者のみ必要】

- 主治医の意見書 →

※てんかんや内臓疾患がある児童、医療的ケアを必要とする児童等、主治医から専門的な助言を必要とする場合のみ。支援の必要性の検討材料とさせていただきます。
※様式は受付後に対象者のみ自宅へ郵送。提出締切日は別途通知します。

5 特別支援保育申込みの流れ

特別支援保育の申込みにあたっては、下記の手順を踏みます。



※ 特別支援保育の対象となったが、入所保留であった場合、
次年度4月以降も入所を希望する際は、再度「①電話受付(入所相談)」から手順を踏む必要があります。

申込みの段階では、特別支援保育の対象となるかどうかはわかりません。体験入所等による児童の観察を行い、医師や発達支援の専門職などの学識経験者等からの意見を伺いながら、どのような支援が必要か、特別支援保育対象となることが望ましいのかどうかについて総合的に検討します。

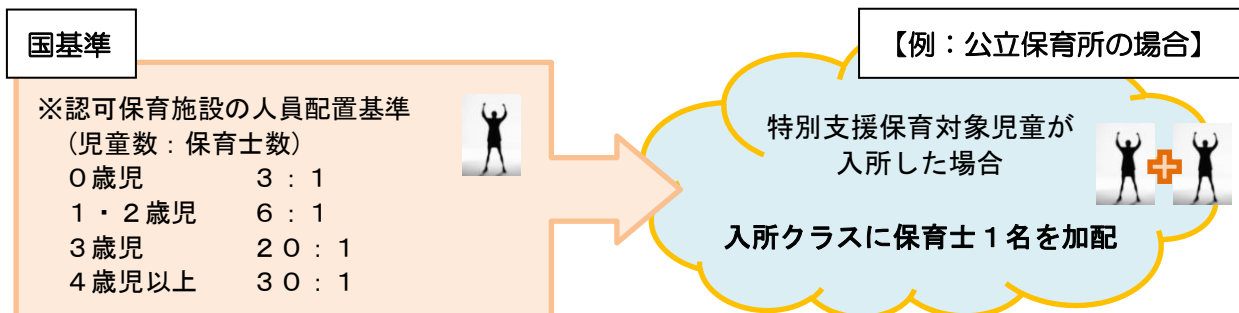
検討の結果、“特別支援保育が望ましい(特別支援保育対象児童)”と判断された場合には、希望施設のうち特別支援保育実施施設のみで利用調整を行い、入所の承諾・保留を決定します。一方で、検討の結果、“特別支援保育の必要性がない(通常保育対象児童)”と判断された場合には、通常どおり、希望施設全てにおいて利用調整を行い、入所の承諾・保留を決定します。

特別支援保育に関する Q & A

特別支援保育の対象になるとどうなりますか？

特別支援保育対象となったお子さんが保育施設に入所された場合には、入所されるクラスにおいて、通常的人员配置基準（保育士1名に対して児童を何人保育するか）に保育士等を1名加えて配置（加配）するなどの保育環境を整備し、複数の保育士によりクラス全体の集団保育を行います。そのような環境を整え、お子さんの発達状況や個性を踏まえた保育を行っていきます。

なお、どのような保育環境の整備を行うかは、お子さんの支援の必要性の程度や入所施設により異なります。



**※加配保育士等を1名配置し、複数の保育士でクラス全体を保育するものとなります。
特別支援保育対象のお子さん専門に保育士が対応をするものではありませんので、
ご注意ください。**

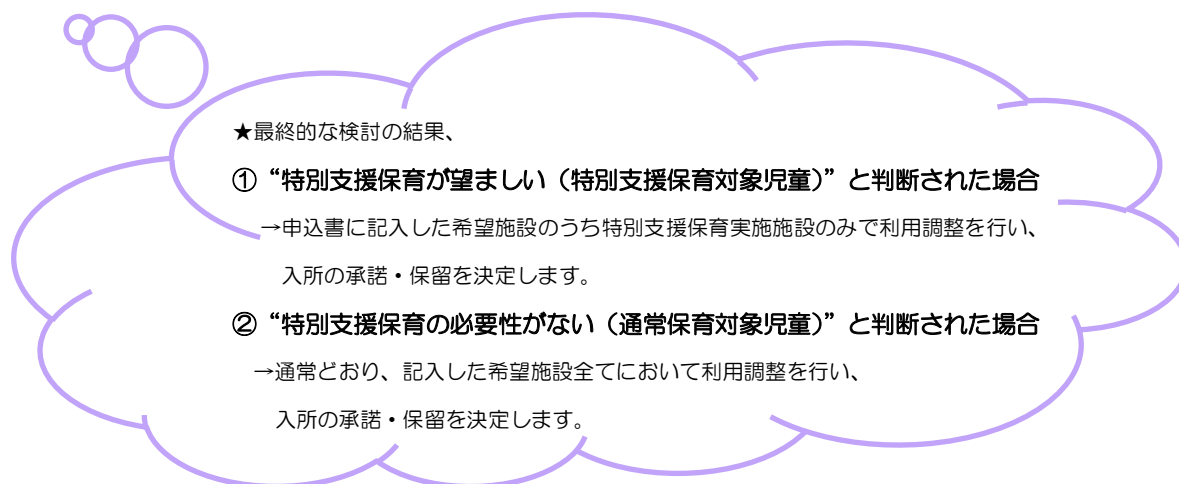
また、特別支援保育対象児童となった場合、年に2～3回程度、発達支援の知識を有する専門職が保育のアドバイスをするために保育施設を巡回いたします。アドバイスを参考にそれぞれのお子さんの心身状況に応じて保育を行います。あくまでも集団での保育となります。障がい・疾病等に対する専門的な訓練や治療は行っていませんので、個別の療育等を希望する場合は保育施設とあわせて児童発達支援事業などをご利用ください。



児童発達支援事業に関するお問い合わせ・ご相談
越谷市子育て支援課（電話：048-963-9172）

申込みの際の希望保育施設はどのように記入したらよいですか？

申込みの段階では、特別支援保育の対象となるかどうかはわかりません。希望保育施設は「特別支援保育対象になった場合」・「特別支援保育対象にならなかった場合」の2つのパターンについてあらかじめ検討のうえ申込書に記入してください。



上記2つのパターンについての保育施設の希望を記入した用紙をそれぞれ提出いただいても結構です。

入所できない場合もありますか？

特別支援保育の対象となった場合も、対象とならなかった場合も、利用調整の結果、希望した保育施設に空きがない場合には入所できません（利用調整方法については「保育施設・幼稚園等のご案内」をご確認ください）。

また、集団保育が困難なお子さんや、医療的ケア等が必要なおさんは、入所できない場合があります。その場合は療育施設など他の施設を紹介する場合があります。

幼稚園にも特別支援保育はありますか？

幼稚園でも障がいや発達に遅れのあるおさんが入園できる園があります。

また、保育施設の入所は保護者が就労等の理由で保育を必要な状態にあることが必須条件となりますが、幼稚園に入園する場合、就労等の理由は不要となります。

幼稚園を希望する場合は「保育施設・幼稚園等のご案内」の幼稚園一覧表等を確認し、直接問い合わせてください。

市外に住んでいても特別支援保育は受けられますか？ 転出したらどうなりますか？

原則、越谷市民が対象となるため市外の方は特別支援保育をご利用できません。そのため、特別支援保育の対象となる可能性がある市外のおさんは入所できない場合があります。

また、特別支援保育対象児童として入所後、市外へ転出された場合には引き続きの特別支援保育が受けられない場合があります。転出の際は、子ども育成課まで事前にご相談ください。

すでに越谷市内の保育施設に入所しています。 途中から特別支援保育を受けることは可能ですか？

特別支援保育の申込みをいただき、手続きを踏んだうえでお子さんに支援の必要性が認められた場合には、入所後に特別支援保育の対象となることができます。ただし、特別支援保育対象児童となった場合であっても、入所施設の状況によっては、年度内の加配等の保育環境整備が困難な場合もありますのでご了承ください。

特別支援保育の対象となった後に解除はできますか？

手続きを踏んだうえでお子さんに支援の必要性がなくなると判断された場合には、特別支援保育の実施を終了することができます。お子さんの発達の状況や保育施設の状況を考慮し、再度、支援の必要性を検討させていただきます。

手続きの詳細については子ども育成課までお問い合わせください。



別表 1

加配基準

	基準項目	支援を必要とする障がい等の程度	
身体 の 状 況	視覚	<ul style="list-style-type: none"> 弱視（両眼で0.2以下）又は2分の1以上欠けた視野狭窄がある。 生活全般において部分的な介助が必要 戸外では部分的な介助が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 全盲又は全盲に近い状態 生活全般において全面的な介助が必要 強度の弱視のため、戸外では全面的な介助が必要
	聴覚	<ul style="list-style-type: none"> 全ろう又は全ろうに近い状態で介助が必要 	
	肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> 室内で介助歩行での自力移動が可 室外での歩行が可（装具等装着しての歩行が可） 生活全般において部分的な介助が必要（活動によっては見守りが必要） 	<ul style="list-style-type: none"> 室内外での歩行不可又は車いす移動 生活全般において全面的な介助が必要で常に見守りが必要
	上記以外の疾患等	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容に制限がある。 健康状態に配慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容及び日常生活上の制限がある。 健康状態に常に配慮が必要
発 達 の 状 況	生活	<ul style="list-style-type: none"> 食事、排泄、着脱等に部分的な介助が必要だが意欲はある。 	<ul style="list-style-type: none"> 食事、排泄、着脱等に全面的な介助が必要
	理解と対人関係	<ul style="list-style-type: none"> 制止、禁止等の指示は理解できる。 周囲の様子を見ながらやろうとするが、保育士の介助が必要 友だちへの興味はあり、自分の意思を伝えようとする等保育士の介助が必要 保育士の介助があれば、集団活動に参加できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉の理解がなく制止、禁止等保育士の指示に従わず、本児及び他児に危険が伴う。 著しい感覚過敏があり、集団活動の場にいられない。
	行動	<ul style="list-style-type: none"> 行動の予測がつきにくい、日常生活に支障のない程度のこだわりがある等見守りが必要 多動行動、パニック又は自傷行為が見られるが、言葉かけによる制止ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険に対する認識がない、行動の予測がつかない、強いこだわりがある等常に見守りが必要 多動行動、パニック又は自傷行為が見られ常に見守りが必要 日常的に口による確かめが強く、誤飲等の可能性があり常に見守りが必要 他児に対して攻撃的な行動又は乱暴な行動（嘔む、ひっかく等）が見られ常に見守りが必要

・複数該当する場合は、集団生活における介助の必要性に応じて保育士の配置を検討する。

※「特別支援保育」は、加配保育士等を1名配置し、複数の保育士でクラス全体を保育するものとなります。

特別支援保育対象のお子さん専門に保育士が対応するものではありませんのでご注意ください。